

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、随時、工事監督員又は調査職員から受注者に対して工事又は業務の一時中止の意向の有無を確認します。

その上で、受注者におかれましては、当該意向を有する場合、令和2年3月6日までに、別紙一時中止申請書を工事監督員又は調査職員に提出してください。

一時中止の期間は、当該申請のあった日から令和2年3月15日までの期間となります。

ただし、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合における一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定することとします。